

## 第46号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年6月10日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正を踏まえ、ひとり親世帯等及び多子世帯に係る保育料の軽減措置を拡充するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例  
の一部を改正する条例

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

1 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料

各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料（月額）	
階層区分	定義			
A	生活保護世帯等		0円	
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。）の市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	0円	
		ひとり親世帯等以外の世帯	2,000円	
C1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民	77,100円以下	ひとり親世帯等	3,250円
			ひとり親世帯等以外の世帯	6,500円
C2	年度分の市町村民	77,101円以上 211,200円以下	10,000円	
C3	税所得割の額が次の区分に該当する世帯	211,201円以上 301,000円以下	12,000円	
C4		301,001円以上	15,000円	

2 満3歳以上の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料

各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層	定義	保育標準時間	保育短時間

区分					
A	生活保護世帯等			0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯		ひとり親世帯等	0円	0円
			ひとり親世帯等以外の世帯	5,000円	4,900円
C1	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,500円	4,400円
			ひとり親世帯等以外の世帯	9,000円	8,800円
C2	48,600円以上67,500円未満	67,500円未満	ひとり親世帯等	6,750円	6,600円
			ひとり親世帯等以外の世帯	13,500円	13,200円
C3	67,500円以上77,101円未満	77,101円未満	ひとり親世帯等	11,000円	10,800円
			ひとり親世帯等以外の世帯	22,000円	21,600円
			77,101円以上97,000円未満	22,000円	21,600円
C4	97,000円以上125,500円未満			28,000円	27,500円
C5	125,500円以上169,000円未満			30,000円	29,400円
C6	169,000円以上251,000円未満			32,500円	31,900円
C7	251,000円以上301,000円未満			34,000円	33,400円
C8	301,000円以上397,000円未満			37,000円	36,300円
C9	397,000円以上			41,000円	40,300円

### 3 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料

各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）			
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯等		0円	0円	
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯		ひとり親世帯等	0円	
			ひとり親世帯等以外の世帯	5,500円	5,400円
C1	A階層及びB階層を除	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,750円	4,650円
			ひとり親世帯等	9,500円	9,300円

	き、当該年		以外の世帯		
C2	度分の市町村 村民税所得 割の額が次 の区分に該 当する世帯	48,600円以上	ひとり親世帯等	7,500円	7,350円
		67,500円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	15,000円	14,700円
C3	当する世帯	67,500円以上	ひとり親世帯等	12,750円	12,500円
		77,101円未満	ひとり親世帯等 以外の世帯	25,500円	25,000円
		77,101円以上 97,000円未満		25,500円	25,000円
C4		97,000円以上 125,500円未満		35,500円	34,800円
C5		125,500円以上 169,000円未満		43,500円	42,700円
C6		169,000円以上 251,000円未満		54,500円	53,500円
C7		251,000円以上 301,000円未満		60,000円	58,900円
C8		301,000円以上 397,000円未満		71,000円	69,700円
C9		397,000円以上		89,000円	87,400円

別表第1中備考第6項を削り、備考第5項を備考第6項とし、備考第4項を備考第5項とし、備考第3項を備考第4項とし、備考第2項の次に次の1項を加える。

3 これらの表において、ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。

(1) 母子世帯又は父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に支給認定子どもを扶養しているものの世帯をいう。

(2) 障害者又は障害児と生計を一にする世帯 次に掲げる者が属する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてい

る者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により障害基礎年金の支給を受けている者

(3) その他の世帯 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯をいう。

別表第1中備考第8項を備考第10項とし、備考第7項の次に次の2項を加える。

8 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項の特定被監護者等をいう。次項において同じ。）が2人以上いる支給認定子どもの属する世帯の市町村民税所得割の額が77,101円未満（保育の提供を受けるものの属する世帯にあつては57,700円未満）である場合の保育料は、特定被監護者等のうち最年長のもの（以下この項において「第1子」という。）を除く最年長のもの（以下この項及び次項において「第2子」という。）が支給認定子どもである場合にあつては、これらの表に規定する保育料の5割の額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、第3子以降の者（第1子及び第2子以外の者をいう。）が支給認定子どもである場合にあつては0円とする。

9 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いるひとり親世帯等の支給認定子どもの属する世帯の市町村民税所得割の額が77,101円未満である場合の保育料は、第2子以降の者が支給認定子どもである場合にあつては、0円とする。

別表第2備考第1項中「備考第6項各号」を「備考第3項各号」に改め、同表備考第2項中「備考第4項」を「備考第5項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例別表第1の規定は、平成28年4月以後の月分の保育料について適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

参 照 1

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法施行令の一部改正を踏まえ、ひとり親世帯等及び多子世帯に係る保育料の軽減措置を拡充するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) ひとり親世帯等に係る保育料の軽減措置の拡充

ひとり親世帯等（※）が、生活保護世帯等又は市町村民税所得割非課税世帯に該当する場合に保育料を無料とする現行の軽減措置に加え、市町村民税所得割の額が77,101円未満に該当する場合には、次のとおり第1子の保育料を半額とし、第2子以降の保育料を無料とする。

（別表第1 1から3までの表及び備考第3項関係）

※ ひとり親世帯等とは、母子世帯若しくは父子世帯、障害者若しくは障害児と生計を一にする世帯又は生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯をいう。

（太字は改正案，（ ）内は現行）

階層区分	軽減対象	教育の提供を受ける子どもの保育料月額 (円)	保育の提供を受ける子ども（満3歳以上）の保育料月額 (円)		保育の提供を受ける子ども（満3歳未満）の保育料月額 (円)	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
市町村民税所得割額 48,600円未満	第1子	第1子 <b>3,250</b> (6,500)	<b>4,500</b> (9,000)	<b>4,400</b> (8,800)	<b>4,750</b> (9,500)	<b>4,650</b> (9,300)
	第2子以降		<b>0</b> (4,500)	<b>0</b> (4,400)	<b>0</b> (4,750)	<b>0</b> (4,650)

市町村民税 所得割額	第1子	第2子 以降  0 (3,250)	6,750 (13,500)	6,600 (13,200)	7,500 (15,000)	7,350 (14,700)
48,600円 以上 67,500円 未満	第2子 以降		0 (6,750)	0 (6,600)	0 (7,500)	0 (7,350)
市町村民税 所得割額	第1子		11,000 (22,000)	10,800 (21,600)	12,750 (25,500)	12,500 (25,000)
67,500円 以上 77,101円 未満	第2子 以降	0 (11,000)	0 (10,800)	0 (12,750)	0 (12,500)	

(2) 多子世帯に係る保育料の軽減措置の拡充

ア 第2子の保育料を半額とし、第3子以降の保育料を無料とする現行の軽減措置の適用に当たり、世帯の市町村民税所得割の額が、教育の提供を受ける子どもについては77,101円未満、保育の提供を受ける子どもについては57,700円未満である場合について、多子計算の算定対象となる者の範囲を次のとおり拡充する。(別表第1備考第8項関係)

多子計算の算定対象となる者の範囲	
改正案	現行
<p>教育の提供を受ける子ども及び保育の提供を受ける子どものいずれの保育料についても次に掲げる者(以下「特定被監護者等」という。)を対象とする。</p> <p>① 支給認定保護者に監護される者(未成年者)</p> <p>② 支給認定保護者に監護されていた者(未成年者であった時に、支給認定保護者が現に監護していた者)</p> <p>③ 支給認定保護者又はその配偶者の</p>	<p>① 教育の提供を受ける子どもの保育料については、小学校第3学年までに在籍する子どもを対象とする。</p> <p>② 保育の提供を受ける子どもの保育料については、小学校就学前の子どもを対象とする。</p>



直系卑属（成年に達した後に，支給認定保護者と生計を一にする直系卑属となった者）

イ アにかかわらず，特定被監護者等が2人以上いるひとり親世帯等の支給認定子どもの属する世帯の市町村民税所得割の額が77,101円未満である場合について，第2子以降の保育料を無料とする。（別表第1備考第9項関係）

(3) その他規定の整理

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行し，平成28年4月1日から適用する。
- (2) 改正後の規定は，平成28年4月以後の月分の保育料について適用し，同年3月分までの保育料については，なお従前の例による。

子ども・子育て支援法施行令抜粋

(複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る特例)

第14条の2 特定被監護者等（支給認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者であって、支給認定保護者と生計を一にするものをいう。以下この項及び附則第17条の2において同じ。）が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育又は特例保育（以下この条において「特定教育・保育等」という。）に関する法第27条第3項第2号、法第28条第2項第1号から第3号まで、法第29条第3項第2号及び法第30条第2項第1号から第4号までに規定する政令で定める額は、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額が77,101円未満（満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、57,700円未満）であるときは、第4条から第7条まで及び第9条から前条までの規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のイ又はロに掲げる支給認定子ども 当該特定教育・保育等に関して第4条から第7条まで及び第9条から第13条までの規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ロ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のイからハマまでに掲げる支給認定子ども 0

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ロ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ハ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

2 前項に規定する「負担額算定基準額」とは、次の各号に掲げる特定教育・保育等の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 教育認定子どもが受けた特定教育・保育 第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額

(2) 満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育 第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額

(第3号から第9号まで省略)

3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する第1項の規定の適用については、同項中「77, 101円未満（満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、57, 700円未満）」とあるのは「77, 101円未満」と、「当該各号に定める額」とあるのは「0」とする。

子ども・子育て支援法施行規則抜粋

(令第14条の2第1項の内閣府令で定める者)

第28条の2 令第14条の2第1項の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 支給認定保護者に監護されていた者

(2) 支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（支給認定保護者に監護される者及び前号に掲げる者を除く。）